

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成28年4月27日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 本田 亘克

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、北海道の自然・環境・地域特性に起因する沿岸構造物等の整備にあたっての技術的な課題を解決し、整備技術を確立するための検討を行うものである。本業務の実施にあたっては、特殊な設備等を自在に駆使し寒冷海域における港湾技術に係わる高度な知見を取りまとめる能力を有している必要があることから、4. に示す応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な特殊な技術・設備等を有する特定の法人（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 寒冷海域における沿岸構造物等の整備技術に関する研究委託

(2) 業務内容

北海道の自然・環境・地域特性に起因する沿岸構造物等の整備にあたっての技術的な課題の解決等のため、以下の3項目について検討を行う。

- ① 港湾・漁港施設の維持管理に配慮した改良工法・対策工法に関する検討
- ② 沿岸構造物の防災・減災機能に関する検討
- ③ 沿岸構造物の越波特性に関する検討

(3) 履行期限

契約の翌日から平成29年3月22日

3. 業務目的

本業務は、北海道の自然・環境・地域特性に起因する沿岸構造物等の整備にあたっての技術的な課題を解決し、整備技術を確立するための検討を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力・研究実績に関する要件

寒冷海域における港湾・漁港の施設設計及び維持管理を含む整備について、その高度化に寄与する以下の全ての技術力・研究実績を有すること。

- ア 不規則波を発生させる造波装置を有した断面水路を自在に駆使し、港湾・漁港構造物の再現実験の成果を踏まえて、構造設計に関する知見の取りまとめを行う技術力を有すること。また、その実績があること。
- イ 定常的な流れを発生させる装置を有した断面水路を自在に駆使し、港湾・漁港構造物の再現実験の成果を踏まえて、構造設計に関する知見の取りまとめを行う技術力を有すること。また、その実績があること。
- ウ 海底面付近に作用する流速場・圧力場を再現できる振動流発生装置を自在に駆使し、再現実験の成果を踏まえて、水産生物の移動特性等に関する知見の取りまとめを行う技術力を有すること。また、その実績があること。
- エ 技術基準に明確化されていない、もしくは調査手法が確立していない港湾及び漁港構造物に関する技術課題に対して、検討を行う技術力を有すること。また、その実績があること。

(3) 業務執行体制に関する要件

配置予定管理技術者については、参加意思表明する企業と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎
北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ
電話 011-709-2311 (内線5247)
FAX 011-726-2351

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

平成28年4月27日から平成28年5月16日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで)

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付方法

交付場所にて直接交付する。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成28年5月17日12時00分 (1)に同じ。持参、郵送(書類書留に限る)、FAX

(着信を確認すること)、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(信書便にあつては送達記録のあるものに限る。)によること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
平成28年6月14日
- (4) 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格の決定を受けていない場合も5.(3)により参加意志確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (5) 本業務に係る契約締結は、平成28年6月2日(企画競争へ移行した場合は平成28年7月7日。以下この号において同じ。)を予定している。
- (6) 詳細は説明書による。